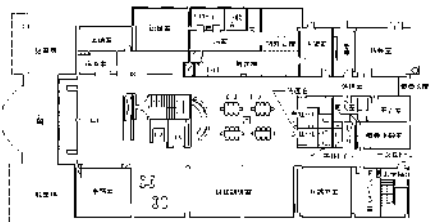
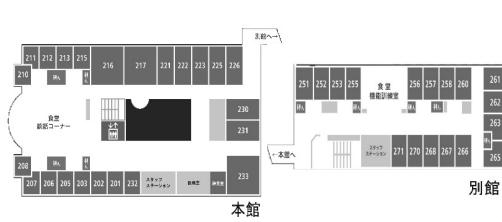


施設平面図

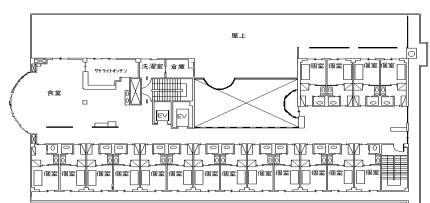
1階 デイサービスセンター



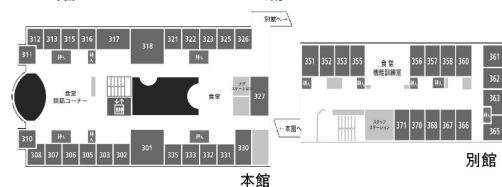
2階 エレガントなぎの浦



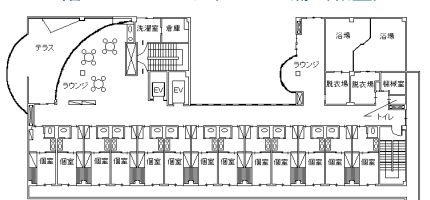
4階 アンジェリィなぎの浦 (洋室)



3階 エレガントなぎの浦



5階 アンジェリィなぎの浦 (和室)



設置主体	社会福祉法人 徳充会
名称	介護老人福祉施設 エレガントなぎの浦 ケアハウス アンジェリィなぎの浦
事業内容	介護老人福祉施設 定員92名 短期入所生活介護 定員13名 ケアハウス 定員30名 通所介護 定員40名



社会福祉法人 徳充会

エレガントなぎの浦
アンジェリィなぎの浦
エレガントなぎの浦 デイサービス
〒926-0853 石川県七尾市津向町2部107番 4
TEL : 0767-52-0223 / FAX : 0767-52-0076
E-mail ele-nagi@tokujyu.jp

ローレルハイツ恵寿
ヘルパーステーションローレル
〒926-0866 石川県七尾市富岡町95番地
TEL : 0767-52-6014 / FAX : 0767-54-0411
E-mail laurelheights@tokujyu.jp

エレガントたつるはま
〒929-2121 石川県七尾市田鶴浜町部11番 1
TEL : 0767-68-6391 / FAX : 0767-68-6392
E-mail ele-hama@tokujyu.jp

デイサービスセンターもみの木苑
〒929-2121 石川県七尾市田鶴浜町部27番
TEL : 0767-68-6363 / FAX : 0767-68-6369
E-mail mominoki@tokujyu.jp

デイサービスセンターふれあいの里
〒926-0841 石川県七尾市松百町2-57-1
TEL : 0767-54-8500 / FAX : 0767-54-0868
E-mail fureai-sato@tokujyu.jp

七尾市健康増進センターアスロン
〒929-2111 石川県七尾市高田町部10番
TEL : 0767-68-6788 / FAX : 0767-68-6636
E-mail info@athlon.sakura.ne.jp

〔利用に関する相談、見学は、各施設（但し、青山彩光苑に関することは障害者生活支援センター）で承ります。お気軽にお問い合わせ下さい。〕

<http://www.tokujyu.jp>

青山彩光苑リハビリテーションセンター
青山彩光苑ライフサポートセンター
バリアフリーホーム セレナー青山
〒926-0831 石川県七尾市青山町部2 2 番
TEL : 0767-57-3309 / FAX : 0767-57-1531
E-mail saiko-en@tokujyu.jp

青山彩光苑穴水ライフサポートセンター
〒927-0023 石川県鳳珠郡穴水町麦ヶ浦15-39番地12
TEL : 0768-52-2550 / FAX : 0768-52-2622
E-mail anmizu-life@tokujyu.jp

青山彩光苑ワークセンター田鶴浜
〒929-2116 石川県七尾市吉田町部6-1
TEL : 0767-68-3112 / FAX : 0767-68-3215
E-mail work-center@tokujyu.jp

ワークセンター田鶴浜 配送センター
〒929-2116 石川県七尾市田鶴浜町部57
TEL : 0767-68-3255

さいこうえんの障害者生活支援センター
さいこうえん障害者就業・生活支援センター
〒926-0045 石川県七尾市袖ヶ江町14番地 1
TEL : 0767-52-0517 / TEL・FAX : 0767-52-0515
E-mail sien-center@tokujyu.jp

石川県精育園
〒927-0021 石川県鳳珠郡穴水町七海6-50
TEL : 0768-52-0284 / FAX : 0768-52-3349
E-mail seiiku-en@tokujyu.jp

自立ホームけいじゅ
〒927-0021 石川県鳳珠郡穴水町字此木11の25番地1
ふきのとう TEL : 0768-52-2733
銀河 TEL : 0768-52-2766

相談支援 キララ
TEL : 0768-52-2552 / FAX : 0768-52-2622
E-mail kirara@tokujyu.jp

Keiju Healthcare System



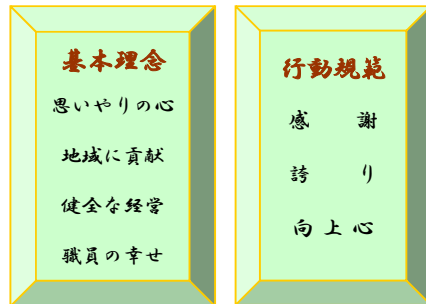
Elegante
エレガントなぎの浦

Angeli
アンジェリィなぎの浦

安心と信頼を求めて



ロビー（1階）



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

「エレガントなぎの浦」（定員92名）

- 要介護認定の結果「要介護」と認定された方が入所できる施設です。要介護認定をまだ受けていない方でも65歳以上（脳梗塞後遺症等、特定疾患であれば40歳以上）の介護が必要な方であれば入所は可能です。
- ご利用される皆様の生活の場として、お一人お一人を大切に、ていねいで安心できる介護を提供いたします。
- 個室と二人部屋を中心とした間取りで、ご利用される方々の“個人の生活”をお守りします。



食堂（2階）

ショートステイ（定員13名）

（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

- 当サービスは、要介護認定の結果「要介護」又は「要支援」と認定された方が利用できます。要介護認定をまだ受けていない方でも65歳以上（脳梗塞後遺症等、特定疾患であれば40歳以上）の介護が必要な方であれば利用は可能です。
- 在宅で生活されている介護を要する高齢の方に短期間（1ヶ月につき1日～30日間程度）施設に入所していただき、日常生活のお世話をさせていただきます。
- 介護されている方の事情により一時的に介護ができない時、介護疲れの時、介護が必要な在宅の高齢な方の気分転換など、「エレガントなぎの浦」でお世話いたします。
- ご希望によりリフト付ワゴン車で送迎もいたします。



個室



浴室（1階）

デイサービスセンター（定員40名）

（通所介護・介護予防通所介護）

介護が必要な在宅の高齢者の方に来所していただき、入浴や食事、機能訓練などのサービスを利用して1日過ごしていただく場です。

- 自宅に閉じこもりがちの方や、おしゃべりがしたい方など、社交の場として外出の機会としてご利用下さい。
- ご自宅までリフト付バスで送迎いたします。
- ご家族の方には、介護教室などを通して介護方法を学んでいただけるほか、身体的、精神的な負担の軽減を図ります。



デイサービスセンター（1階）

ケアハウス

「アンジェリィなぎの浦」（定員30名）

- 60歳以上の方（ご夫婦でご利用される場合はどちらかが60歳以上）が安心した生活を送れる全食事付のワンルームマンションです。
- ご自分の身の回りのことがすべてできる方がご利用いただけます。
- 全室個室で、洋室（4階）・和室（5階）の2タイプをご用意しております。
- 専用展望風呂が最上階（5階）にあります。
- 緊急時の迅速な対応や、ご利用される方々からの福祉や生活等に関する相談にも応じます。



ケアハウス「食堂」（4階）



ケアハウス「洋室」（4階）



ケアハウス「ラウンジ」（5階）

当施設では、個人情報の取り扱いに関する規定を策定し、個人情報保護に取り組んでおります。規定に定められた個人情報利用の目的以外は、職務上知り得た利用者様及びご家族の情報を第三者に漏らすことはありません。

ケアハウス 月額利用料料金表

(令和元年10月1日現在)

社会福祉法人 徳充会 アンジェリィなぎの浦

階層	対象収入による階層区分	利用者負担額	事務費	生活費	管理費
		A+B+C	A	B	C
1	1,500,000円以下	76,500	10,000	44,500	22,000
2	1,500,001円～1,600,000円	79,500	13,000	44,500	22,000
3	1,600,001円～1,700,000円	82,500	16,000	44,500	22,000
4	1,700,001円～1,800,000円	85,500	19,000	44,500	22,000
5	1,800,001円～1,900,000円	88,500	22,000	44,500	22,000
6	1,900,001円～2,000,000円	91,500	25,000	44,500	22,000
7	2,000,001円～2,100,000円	96,500	30,000	44,500	22,000
8	2,100,001円～2,200,000円	101,500	35,000	44,500	22,000
9	2,200,001円～2,300,000円	106,500	40,000	44,500	22,000
10	2,300,001円～2,400,000円	111,500	45,000	44,500	22,000
11	2,400,001円～2,500,000円	116,500	50,000	44,500	22,000
12	2,500,001円～2,600,000円	123,500	57,000	44,500	22,000
13	2,600,001円以上	127,900	61,400	44,500	22,000

- 1、生活費冬季加算（暖房費）として、11月～翌年3月まで、**月額 4,000円**が加算されます。
- 2、その他、利用者が使用する電話料・電気代・水道料などが加算されます。
- 3、この表の対象収入とは、前年度の収入から法定必要経費を控除した後の金額です。
- 4、事務費・生活費は、厚生労働省の料金改定により、変更になることがあります。